## 「まなびいくずまき出前講座」実施要綱

(目 的)

第1 この要綱は、町政の施策及び課題に関する知識と理解を深めるため、町民等が構成する団体 (以下「団体」という。)からの要請に基づき、団体が主催する集会等(以下「集会等」という) に、町が町職員(以下「職員」という)を講師として派遣するまなびいくずまき出前講座(以下 「出前講座」という)を実施することにより、町民の生涯学習活動の普及、推進を図り、もって 町勢の伸展に寄与することを目的とする。

(開催団体)

第2 出前講座を開催することができる団体は、町内に居住又は勤務する 10 人以上の者で構成される団体とする。ただし、特に認める場合はこの限りでない。

(出前講座の開催時間、回数及び会場)

- 第3 出前講座は、原則として午前9時から午後9時までの間で開催し、同一講座2時間以内、かつ1日2回までとする。
  - 2 出前講座は、町内で開催することとし、その会場については集会等を主催する団体の責任において確保するものとする。ただし、特に必要と認める場合には、町外で開催することができるものとする。

(出前講座の申し込み)

第4 出前講座を開催しようとする団体の代表者(以下「代表者」という)は、集会等を開催しようとする日の14日前までに、まなびいくずまき出前講座申込書(様式第1号) を町長に提出するものとする。

(受託の決定等)

- 第5 町長は、第4の規定による申込みを受けたときは、その講座の内容、開催日時等に基づいて 職員派遣の可否を決定し、まなびいくずまき出前講座受託(不受託)決定通知書(様式第2号) により代表者に通知するものとする。
  - 2 町長は、前項の受託を決定する場合において、必要と認めるときは条件を付すことができる。(受託の制限)
- 第6 町長は、集会等が次の各号の一に該当するときは、出前講座を受託してはならない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
  - (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
  - (3) 出前講座の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届け出)

第7 第5の規定により出前講座の受託の決定の通知を受けた代表者は、講座の内容、開催日時、 開催場所、その他申込事項を変更しようとするとき、又は出前講座を中止しようとするときは、 速やかに町長に届け出を行い、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更について は、この限りでない。

(経費負担)

第8 出前講座の講師派遣に係る費用は、町が負担するものとする。

(所 管)

第9 出前講座に関する総括及び受付事務は、教育委員会事務局が、講師派遣等に係る事務は、それぞれの担当課が行うものとする。

(補 則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。